

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめの防止等を目的に策定した。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめに対する基本認識及びいじめ防止等の基本的立場

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）という基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく地域や関係機関、専門家との連携協力に努める。
- (5) 保護者との関係づくりに努め、家庭と学校が協力して指導にあたる。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と運営

「いじめ不登校対策委員会」（校長、副校長、教頭、特支コーディネーター、生徒指導主事、生徒指導主任、養護教諭、担任、PTA会長、同副会長、主任児童委員、山村留学センター育てる会職員）を組織する。委員会は定期的に開催し、本方針と取組の検討、状況の確認等を行う。いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、速やかに対応にあたる。本校の実態から、全教職員ですべての事案に対応するよう努める。

3 いじめの未然防止に向けた取組

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、山留生の在籍、未就園児童、少人数の学級といった学校の実態に配慮しながら、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童・生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を全員がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- (2) 各教科・道徳・特別活動において、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。他者とのコミュニケーション能力を養う体験活動を行う。学級活動・ホームルーム活動で、互いの

よさや考え方の違いを認め合う活動を取り入れ、児童・生徒の自己有用感や自尊感情を育む。
人権教育強調月間・・・毎年11月に実施。

- (3) 学校生活での不安や悩みの解消を図るため、相談の時間を確保するとともに、スクールカウンセラー等を気軽に活用できるようにする。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することが絶対ないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善を図る。
- (6) 職員研修の充実(年1回以上)、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 携帯電話、インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ネットゲーム等について家庭との連携を図り、様々な場面で指導し、対応していく。
- (9) 地域での様々な行事や体験活動への参加を勧め、地域の中で育つ部分を大切にする。
- (10) 職員会議や教務会で児童についての情報共有を行い、必要な対応を検討する。

4 いじめの早期発見に向けた取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多いので、学校・家庭・地域が協力し、些細な情報もキャッチ・共有し、全力で実態把握に努めるようにする。

- (1) 児童・生徒の声に耳を傾ける。(相談窓口の周知、年5回のアンケート調査、日記・生活記録、個別面談等)
- (2) 児童・生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- (3) 保護者との情報を共有する。(個別面談、電話連絡、連絡ノート、家庭訪問等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)
- (5) 生徒指導委員会やセクハラ・パワハラ委員会等との連携を図る。

5 いじめの早期解消に向けた取組

いじめ問題が生じたときは、いじめられている児童・生徒の身の安全を最優先に考え、詳細な事実確認に基づき、速やかに適切な対応を行い、関係児童や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている児童・生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が問題を抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、児童・生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる側の児童・生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をするよう促す。
また、観衆・傍観的立場の児童・生徒にも、いじめていることと同様であることを指導する。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察や児童相談所等にも相談する。
- (6) いじめが解消した後も、関係する児童・生徒の様子を気に掛け、保護者とも継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

6 いじめの重大事案への対処

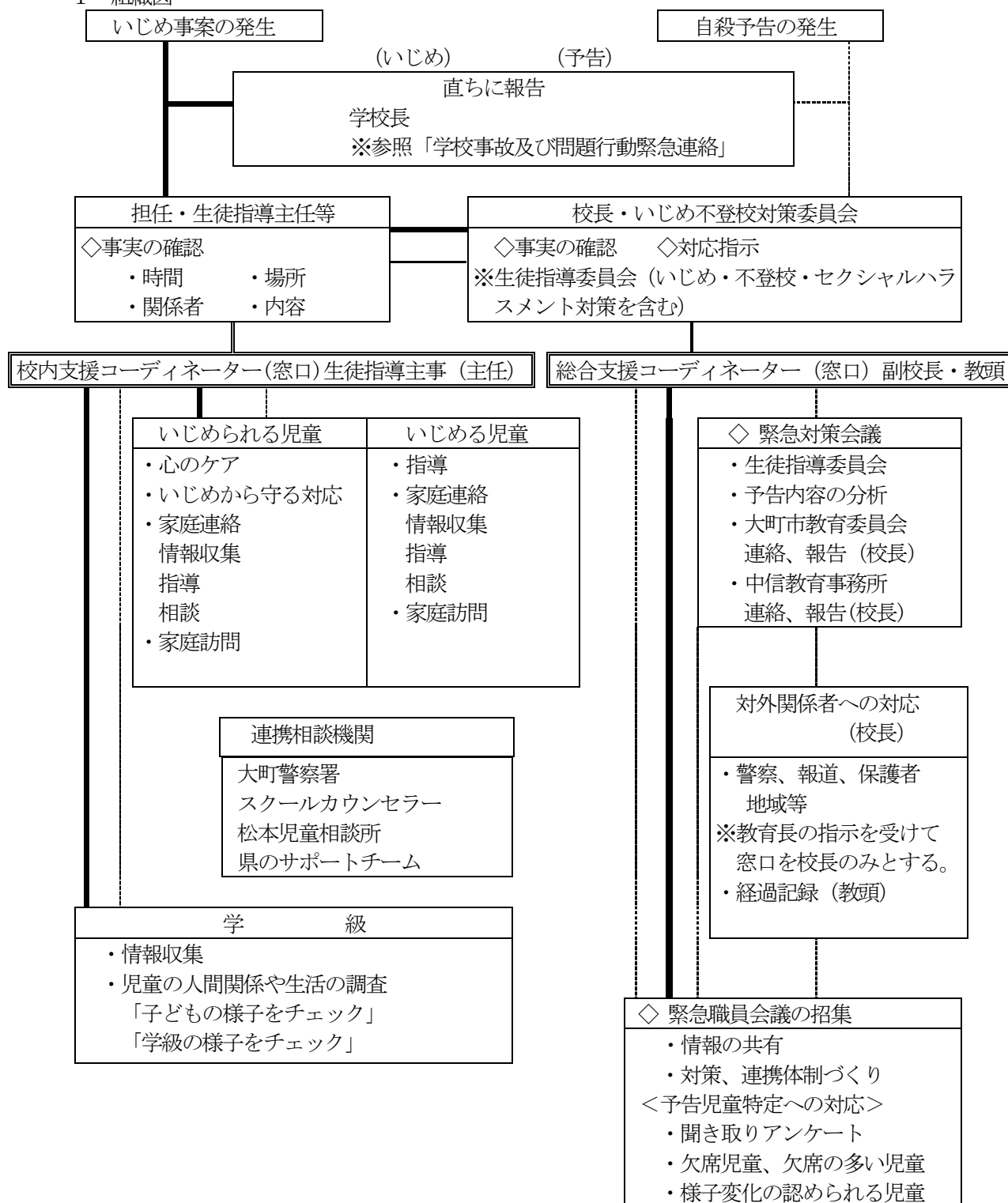
生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、大田市教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会の指示のもとで、警察や児童相談所等にも通告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

いじめ等の発生に関わる危機管理マニュアル

大町市立八坂小中学校

1 組織図



2 留意事項

- (1) 当該児童の人権に配慮し、職員の言動や情報の扱いには十分に注意する。
- (2) 児童への一斉指導や全家庭に連絡する場合、文案を作成し、共通の文言で行うよう配慮する。
- (3) いじめが解決したとみられる場合でも、継続的な観察と支援に心がける。

※ 平成 26 年 1 月 15 日策定

※ 本基本方針といじめ等の発生に関わる危機管理マニュアルは毎年 4 月に改訂・更新する。